私立幼稚園就園奨励補助金と私立幼稚園保護者負担軽減補助金を支給

◆私立幼稚園就園奨励補助金

対象　市内在住で私学助成を受ける幼稚園（注１）に在籍する、平成 28 年度の市民税所得割課税額が下表基準額に適用となる世帯
支給時期　平成 29 年１月ごろ
補助限度額　下表のとおり
※平成 28 年１月２日以降に市内に転入した方は、平成 28 年１月１日現在の住所地で発行される平成 28 年度市民税課税・非課税証明書などが必要です。
申込み・問合せ　７月初旬に通園する幼稚園から配布される申請書に必要事項を記入し、市内の幼稚園は直接通園する各園へ、その他市外幼稚園は直接子育て支援課保育・幼稚園係または松山・野塩出張所へ。

平成 28 年度補助限度額

補助対象区分	ひとり親世帯等（注３）に該当しない世帯（年額：円） 第１子	第２子（注４）	第３子以降（注４）	ひとり親世帯等（注３）に該当する世帯（年額：円） 第１子	第２子（注４）	第３子以降（注４）
生活保護世帯	308,000		308,000			308,000
市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	272,000	290,000		308,000	308,000	
市民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	115,200	211,000		217,000		
市民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	62,200	185,000		62,200	185,000	
上記区分以外の世帯	補助対象外	154,000		補助対象外	154,000	

◆私立幼稚園保護者負担軽減補助金

対象　市内在住で、平成 27・28 年度の市民税所得割課税額が下表の定める基準額に適用となる世帯
支給時期　10 月下旬・平成 29 年３月下旬（年２回）
補助限度額　下表のとおり
※私学助成を受ける幼稚園（注１）に在籍する方で、平成 28 年１月２日以降に市内に転入した方は、平成 28 年１月１日現在の住所地で発行される平成 28 年度市民税課税・非課税証明書などが必要です。
※施設型給付を受ける幼稚園（注２）に在籍する方で、平成 27 年１月２日から平成 28 年１月１日に市に転入した方は、平成 27 年１月１日現在の住所地で発行される平成 27 年度課税・非課税証明書などが、平成 28 年１月２日以降に清瀬市に転入された方は、平成 27 年度・28 年度両方の証明書が必要になります。

平成 28 年度補助限度額（月額）

所得基準	第１子	第２子以降（注４）
市民税所得割非課税・生活保護世帯及び区分２のうちひとり親世帯等（注３）に該当する世帯	月額　9,700 円（内訳 都 6,200 円＋市 3,500 円）	
市民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	月額　8,000 円（内訳 都 4,500 円＋市 3,500 円）	月額 9,700 円（内訳　都 6,200 円＋市 3,500 円）
市民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	月額　7,000 円（内訳 都 3,500 円＋市 3,500 円	月額 9,100 円（内訳　都 5,600 円＋市 3,500 円）
市民税所得割課税額が 211,201 円以上 256,300 円以下の世帯	月額　5,900 円（内訳 都 2,400 円＋市 3,500 円）	月額 8,500 円（内訳　都 5,000 円＋市 3,500 円）
上記区分以外の世帯	月額　3,500 円　（内訳 市 3,500 円）	

※（注１）私学助成を受ける幼稚園とは、下記（注２）以外の市内６園を含む幼稚園などのことです。
※（注２）施設型給付を受ける幼稚園とは、清瀬ひかり幼稚園・こばとの森幼稚園などの幼稚園のことです。
※（注３）ひとり親世帯等に該当する世帯については、右記問合せ先までお問合わせください。
※（注４）第２子及び第３子以降とは右記①～③のいずれかに該当する幼児となります。

①幼稚園・幼稚園類似の幼児施設・保育所・認定こども園に在籍する兄・姉を有する幼児
②小学校１～３年生の兄・姉を有する幼児（市民税所得割が 77, 100 円以下の世帯は小学校４年生以上も含む《ただし生計を一にするものに限る》）
③情緒障害児短期治療施設通所部に在籍又は児童発達支援及び医療型児童発達支援もしくは特例保育、家庭的保育事業等を利用する就学児童の兄・姉を有する幼児
問合せ　子育て支援課保育・幼稚園係☎ 497・2086

「きよせひまわりコンサート」を開催

７月は「社会を明るくする運動」強化月間です。この運動は、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す運動です。その一環として「きよせひまわりコンサート」などを開催します。

昨年のコンサート

対象　市内在住の方。先着 500 人
日時　７月16日(土)午後１時30分～
場所　清瀬けやきホール
※直接会場へ。コンサートの他、のぼり旗の設置、駅周辺での広報活動を行います。
問合せ　生活福祉課庶務係☎ 497・2058

伝統芸能「清戸の獅子舞」を開催

７月17日(日)に日枝神社境内などで市指定無形民俗文化財「清戸の獅子舞」が行われます。当日は午後５時ごろに中清戸の個人宅を出発し、５時30分ごろに日枝神社にて、その後午後７時ごろより日枝神社を出発し全龍寺へ行き、午後８時ごろに再び日枝神社に戻って舞が行われます。

勇壮な舞（昨年）

山の神や雌獅子・中獅子・雄獅子による獅子舞を、ぜひご覧ください。

図書館事業「夏の子ども会」

対象　幼児～小学生。各館先着20人
日時など　左表のとおり

日時		図書館	内容
7月20日(水)	午後3時30分～（各回40分程度）	下宿 ☎495・5432	作って遊ぼう！　回転のぞき絵～自分で作れるアニメーション～
7月27日(水)		竹丘 ☎495・1555	科学遊び　カライドサイクル（美しい形の輪）を作ろう
		元町こども ☎495・8666	ふしぎなスノードーム
7月28日(木)		中央 ☎493・4326	ゴムの力で科学遊び

申込み・問合せ　直接各図書館へ

第45回清瀬市民文化祭一般参加者募集

日ごろの練習の成果や、作り上げた作品を発表する一般団体・個人を募集します。
対象　活動場所が市内で、来年度より清瀬市文化協会への加入を検討いただける団体・個人（いずれも応募者多数の場合抽選）
日時　展示部門・舞台部門＝11月５日(土)～６日(日)午前10時～午後４時
場所　展示部門＝郷土博物館、舞台部門＝清瀬けやきホール
参加費　１人200円
申込み・問合せ　７月29日までに生涯学習スポーツ課にある申込用紙に必要事項を記入し直接同課窓口☎495・7001へ

下宿市民プールオープン

対象　幼児からおとなまで（オムツの取れていない子どもは入ることができません）
日時　７月16日(土)～８月31日(水)午前９時30分～午後４時30分（日曜日・祝日は午後５時まで）
費用　市内在住＝おとな300円、小・中学生100円、市外在住＝おとな450円、小・中学生150円、幼児無料（保護者同伴・水着着用）
※コインロッカー１回10円。
問合せ　下宿市民プール☎493・8668（開設期間外の問合せは、下宿地域市民センター☎493・4033）

◆一般開放変更

８月27日(土)は小・中学生水泳記録会のため、一般開放は午後１時30分からです。

脳トレ元気塾～カラオケと運動で脳トレ～

対象　おおむね 65 歳以上の方
日時・場所　下表のとおり（祝日は休み）
費用　１回に付き 200 円
※いずれも直接会場へ。
問合せ　地域包括ケア推進課地域包括支援センター☎ 497・2082
または下記各コース開催団体へ

コース名（問合せ先）	日時	場所
ゆうゆう元気塾（NPO 法人情報労連東京福祉センター☎ 497・8500）	毎週水曜日 午前 10 時～ 11 時 30 分	コミュニティプラザ ひまわり ※清瀬駅北口から送迎バスあり。
しんあい元気塾（きよせ信愛地域包括支援センター☎ 492・1850）	毎週木曜日 午後１時 15 分～２時 45 分	特別養護老人ホーム 信愛の園（梅園二丁目） ※車での来場はご遠慮ください。清瀬駅北口から送迎バスあり。
せいが中里元気塾（きよせ清雅地域包括支援センター☎ 495・1370）	毎週木曜日 午後１時 30 分～３時	中里地域市民センター ※車での来場はご遠慮ください。

平成28年度清瀬市非常勤職員募集

母子・父子自立支援員を募集します。定員若干名。
対象　社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する方
要項配布期間　７月１日(金)～15日(金)までの平日午前８時30分～午後５時に職員課で配布（市ホームページからダウンロード可）
申込み・問合せ　直接窓口または郵送で７月15日（必着）までに所定の申込用紙に必要事項を記入し、資格証明書などの写しを添えて職員課職員係☎ 497・1843へ

沿線3市男女共同参画連携事業 ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査を実施します

企業などにおけるワーク・ライフ・バランスに対する意識や認知度、推進体制などについて調査・分析し、今後のワーク・ライフ・バランス推進事業に役立てます。
調査対象　清瀬市・東久留米市・西東京市内の従業員５人以上299人までの企業や事務所を無作為に千500事業所抽出します
調査方法　７月中旬までに対象の事業者に調査票を郵送します。調査票が送られた事業所は設問にお答えいただき、７月25日までに同封の返信用封筒（切手不用）で返信をお願いします
問合せ　清瀬市男女共同参画センター☎ 495・7002

柳泉園組合の連続測定器による水銀濃度分析計測結果について

廃棄物焼却施設の排ガス中の水銀濃度について法律上の水銀排出規制基準は定められていないため、柳泉組合では自己規制値として 0.05mg/㎥N を定め測定しています。
測定結果は、以下のとおりです。

（単位 mg/㎥N）

測定施設	自己規制値	平成 28 年２月	平成 28 年３月	平成 28 年４月
１号炉	0.05	0.00	0.00	0.00
２号炉				
３号炉				

※各月の１時間平均値の最高値を表記。
問合せ　柳泉園組合☎ 042・470・1547 またはごみ減量推進課ごみ減量推進係☎ 493・3750

公共下水道への早期接続を

公共下水道が整備された地域にお住みの方は、家庭から出る生活排水を、公共下水道へ接続することが下水道法により義務づけられています。直接汚水を川に流すと水質汚濁の原因になります。
大切な自然環境を後世に残すために、公共下水道への早期接続にご協力をお願いします！
問合せ　下水道課施設計画係☎ 497・2532